

| 監査日        | 法人名      | 文書指摘                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改善状況 |
|------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 令和7年9月3日   | 静和会      | 契約について、定款細則で定めた理事長専決の金額を超える場合には、理事会の承認を得ること。                                                                                                                                                                                                                                                  | 改善済  |
|            |          | 理事との委託契約は利益相反取引に該当するため、理事会の承認を得たうえで契約を締結すること。                                                                                                                                                                                                                                                 | 改善済  |
| 令和7年9月9日   | きんろう保育園  | 金融機関との取引に使用する印鑑の保管責任者が、通帳を保管している金庫の鍵を所持しており、内部牽制がとれていないので改めること。                                                                                                                                                                                                                               | 改善済  |
| 令和7年9月30日  | えんや福祉会   | 評議員選任・解任委員会の開催の決定について、理事会で議案として決議すること。                                                                                                                                                                                                                                                        | 改善済  |
| 令和7年10月15日 | ふあっと     | 理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数(毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回)以上報告し、議事録に記載すること。                                                                                                                                                                                                                         | 改善済  |
|            |          | 定時評議員会の開催日は、決算書類等に係る決議事項について審議した決算理事会の開催日から2週間(中14日)以上の間隔を設けること。(計算書類等が、定時評議員会の2週間前の日から備え置かれていない。)                                                                                                                                                                                            | 改善済  |
| 令和7年10月17日 | やすらぎ福祉会  | 役員等損害賠償責任保険の加入について、加入時及び更新の都度、理事会の決議を得ること。                                                                                                                                                                                                                                                    | 改善済  |
| 令和7年10月22日 | わたりはし保育園 | 評議員の任期満了にあたり、理事会において候補者について審議しているが、当該候補者の「履歴書」、「誓約書」、「特殊関係調査票」が、理事会開催前に徴取されていない。<br>また、役員の任期満了にあっても、理事会で候補者について審議しているが、当該候補者の「履歴書」、「誓約書」、「特殊関係調査票」が、理事会開催前に徴取されていない。<br>これらの書類は、新たに選任を予定している者だけではなく、全員から徴取しておかなければならない。<br>なお、議事録には評議員、役員候補者名簿も綴じられておらず、現名簿にも不整合な箇所が見られるため訂正のうえ、正しい名簿を提出すること。 | 改善済  |
|            |          | 理事会の開催予定日の1週間前までに招集通知をすること(招集通知日から開催予定日まで、中7日間を確保すること)。                                                                                                                                                                                                                                       | 改善済  |
|            |          | 評議員会の決議は、法令及び定款に定められた事項以外には行うことができない。「事業報告」は決議のできる事項ではないため、今後は行わないこと。                                                                                                                                                                                                                         | 改善済  |
|            |          | 評議員会、理事会における決議事項にかかる「特別の利害関係を有する者」の有無については、事前に提出する出欠票に記載させ確認しているが、提出されていない出席者がいるので改めること。                                                                                                                                                                                                      | 改善済  |
|            |          | 定時評議員会後に開催する理事長選定の理事会は、招集手続きの省略により行われており、理事、監事全員の同意が必要となるが、同意書は徴取されておらず、議事録にも同意のあった旨の記載はない。不適切な状態での開催であるので、今後は改めること。                                                                                                                                                                          | 改善済  |
|            |          | 理事長の職務執行報告について、定款に基づき、4か月を超える間隔で年度内に2回以上行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                 | 改善済  |
|            |          | 令和6年度の評議員会出席にかかる報酬が支払われていないので、早急に支払うこと。<br>また、「役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程第5条」に規定する、評議員への報酬の支給日は実態に即しておらず、支給基準としては矛盾しているため、内容を整理のうえ、当該規程は所要の改正をすること。                                                                                                                                                 | 改善済  |
|            |          | 評議員選任・解任委員会の事務処理にあたる職員に辞令が交付されているが、理事会の承認が得られていないので、改めて承認を得ておくこと。                                                                                                                                                                                                                             | 改善済  |
| 令和7年10月29日 | 荘原福祉会    | 決議の省略により開催された評議員会においても、当該評議員会にかかる日時、場所及び議題・議案を理事会において決議しておくこと。                                                                                                                                                                                                                                | 改善済  |
|            |          | 監事の全員が欠席した理事会が複数回あるが、理事会に出席のうえ、必要に応じて意見を述べることは義務であるので、監事が出席出来るよう日程調整を行い開催すること。                                                                                                                                                                                                                | 改善済  |
| 令和7年11月6日  | ほのぼの会    | 介護保険事業収入を主たる財源とする拠点区分から本部への繰入れについて、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において繰入れを行うこと。                                                                                                                                                                                                 | 改善済  |
| 令和7年11月12日 | まほろばの郷   | 評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について、理事、監事全員の同意を得ること。                                                                                                                                                                                          | 改善済  |
|            |          | 定款、役員等報酬規程及び役員等名簿を法人ホームページに掲載し、公表すること。                                                                                                                                                                                                                                                        | 改善済  |

|            |          |                                                                                                                         |     |
|------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 令和7年11月26日 | 神奈福祉会    | 評議員の任期に誤りがあるので、正しい任期の就任承諾書を徴取し、選任通知書を交付すること。                                                                            | 改善済 |
|            |          | 理事会で評議員候補者の決定が行われていない。                                                                                                  | 改善済 |
|            |          | 役員の選任は、評議員会において候補者1名ごとに採決を行うこと。                                                                                         | 改善済 |
|            |          | 評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。                    | 改善済 |
|            |          | 理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数(毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回)以上報告し、議事録に記載すること。                                                   | 改善済 |
|            |          | 決算理事会で、事業報告を報告事項としていたが、議案として決議すること。                                                                                     | 改善済 |
| 令和8年1月8日   | 出雲すみれ福祉会 | 評議員の改選にあたり、誓約書と履歴書が徴取されていない者が、各1名いるので至急徴取すること。また、就任承諾書は全員分徴取されていないので、至急徴取すること。                                          | 改善済 |
|            |          | 評議員選任・解任委員会の議事録が作成されておらず、適正な手続きにより評議員が選任されているか不明である。早急に議事録を作成し、その写しを提出すること。<br>また、評議員選任解任委員の任期に誤りがあるので、選任通知書を訂正し差替えること。 | 改善済 |
|            |          | 理事の改選にあたり徴取しなければならない、履歴書、誓約書、特殊関係等調査票が、理事長ほか1名分について徴取されていないので、至急徴取しておくこと。                                               | 改善済 |
|            |          | 決算等の承認を受けた理事会の議事録が作成されていない。早急に作成し、写しを提出すること。                                                                            | 改善済 |
|            |          | 理事との委託契約は利益相反取引に該当するため、自動更新条項がある契約を締結している場合は、更新の都度、理事会の承認を得ること。                                                         | 改善済 |